平成２３年（フ）第３０５号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜３丁目11番28―404号
債務者　平塚　昌明
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９２号
神奈川県大和市渋谷２丁目15番地７　ハイムコトブキ202
債務者　遠藤誉理子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２０号
横浜市旭区万騎が原39番地　県営万騎が原住宅Ｅ棟９号
債務者　米山フサエ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３２号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅14棟304号
債務者　三浦　哲雄
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３５号
横浜市神奈川区大口仲町169番地27　大口仲町ハイツ402号
債務者　前田優美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３６号
横浜市青葉区藤が丘２丁目46番地３　藤が丘団地630
債務者　柳　　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４８号
神奈川県綾瀬市大上４丁目13番７号　ＴＹＫハイツＡ―101
債務者　木内　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
愛知県岡崎市日名中町11番地17　日名中町ハイツ206、旧住所愛知県岡崎市中島町字井ノ上55番地２　パルティール岡崎南305
債務者　古賀　勝則
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
栃木県足利市東砂原後町1042番地　さわらごハイム足利Ｂ―１―３、前住所石川県金沢市西泉４丁目114番地
債務者　峰　亜安子（旧姓対馬）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２２号
栃木県足利市伊勢町３丁目12番地35　コーポ伊勢102
債務者　洞内　恵子（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２５号
栃木県足利市五十部町1049番地
債務者　店部　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７号
静岡県富士宮市山宮1000番地の73　サンフラワー97―202号室、前住所静岡県富士宮市万野原新田3041番地の16、前々住所静岡県富士市田中新田197番地、前々々住所静岡県富士市富士見台２―６市営10―202
債務者　石川　真弓（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２２年（フ）第５４８号
大阪府和泉市浦田町330番地、開始時の住所堺市西区山田２丁54番地４
破産者　森山　佳直
1　主文　当裁判所が平成23年２月17日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、破産者の住所につき「大阪府和泉市浦田町浦田町330番地」とあるのを「大阪府和泉市浦田町330番地」と更正する。
2　決定年月日　平成23年３月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第５２号
長崎県平戸市木ヶ津町無番地
破産者　有限会社オオタニ養殖
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９９９号
名古屋市中区大須２丁目２番３号
破産者　株式会社三浦建築デザイン舎
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部